

平成 27 年度 岩国城ロープウェー（索道） 安全報告書



<平成 27 年 4 月 22 日 岩国城ロープウェー救助訓練の様相>

岩国城ロープウェーご利用の皆さまへ

当社は、開業以来安全を最も重要な使命として全社員が一丸となって取り組んでまいり、皆様から絶大な信頼をいただき、ここまで来ることができました。

これからも当社は、経営トップから社員一人ひとりまで、安全を最優先する意識をさらに高め、信頼を確立させ、安全で安心できる会社として、全社員一丸となって取り組んでまいります。

主に平成27年度の「錦川鉄道の安全」に関する取組みを、皆様に広くご理解いただくために「安全報告書」を作成いたしました。今後も安全に関する施策及び取組みを一層充実させる所存です。引き続き皆様のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成28年4月1日

代表取締役 磯山英明

輸送の安全を確保するための基本的な方針及び安全目標

1 錦川鉄道(株)は、安全に関する基本的な考え方を以下の「安全に係わる行動規範」として定めています。

- (1) 安全に確保を最優先とし、一致協力して輸送の使命を達成することに努めます。
- (2) 輸送の安全確認に関する法令及び関連する規程類をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをします。
- (5) 事故・事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- (6) 安全に係わる情報は漏れなく迅速、正確に関係箇所に伝達し、その共有化を図ります。
- (7) 常に問題意識を持ち、安全の確保に必要な変革に果敢に挑戦します。

2 平成 28 年度の**安全目標及び重点施策**は次のとおりです。

1 安全の確保

- (1)安全教育、救助訓練の習熟 (2) 索道施設点検業務の徹底
- (3)指差確認喚呼の徹底

2 規定の遵守

索道関係規定の遵守

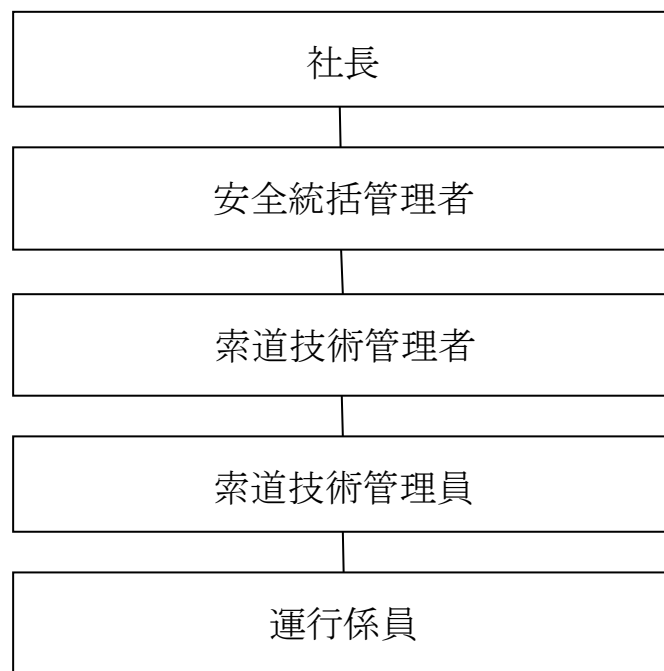
3 安全意識の共有化

- (1) 索道安全会議の定例実施 (2) 「ヒヤリ・ハット」の活用

輸送の安全を確保するための管理体制及び管理方法

錦川鉄道(株)の索道事業における安全確保に関する体制は平成28年4月1日より下図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次に掲げるとおりです。

錦川鉄道(株) 岩国管理所



(1) 社長

- 輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
- 輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定める。

(2) 安全統括管理者

- 安全確保を最優先した輸送業務の実施及び管理部門を統括管理する。

(3) 索道技術管理者

- 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行管理、索道施設の保守管理、係員の教育訓練、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。

(4) 索道技術管理員

- 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

事故等の発生状況とその再発防止措置

- 1 索道運転事故（索道人身障害事故）
平成 27 年度中、索道運転事故はありません。
- 2 インシデント（事故の兆候）
平成 27 年度中、国土交通省へのインシデント報告はありません。
- 3 行政指導等
平成 27 年度中、中国運輸局からの行政指導等はありません。

輸送の安全確保に対する取組み

1 索道安全会議の開催

錦川鉄道(株)では、日々起こる出来事や安全に関わる課題についてスピード感を持って対応するため、索道安全会議を月 1 回ペースで開催しています（平成 27 年度は計 11 回開催）。

また、会議を継続して行うことで岩国市との連携強化や岩国管理所社員間の横のつながりができ、責任の所在を明らかにしながら様々な事柄について連絡・調整でき、風通しのよい職場になると考えています。

索道安全会議は、以下のような方針に基づき運営しています。

- 会議の構成員
 - [岩国市] 産業振興部長、観光振興課長・副課長、観光班長、観光班担当者
 - [錦川鉄道(株)] 社長、安全統括管理者、索道技術管理者・管理員、運転係員、所長、副所長、総括係長
- 毎回の議事録は錦川鉄道(株)が記録する。議長は安全統括管理者とする。
- 協議する内容
 - 会社の方針、指示
 - 索道部門における安全対策の実施状況と生じた課題
 - 実務において生じた出来事とその原因、対応策
 - 他社における安全性向上のための事例
 - その他安全性の向上に係る事柄の改善方策
 - 実務において生じた出来事を社員が自発的に報告すること、発言することを奨励する。風通しを良くすることで職場の活性化を図る。

- 会議での協議内容を社員に開示し、情報共有及び安全に対する意識向上を図る。

また、今年度索道安全会議により改善した事例は以下のとおりです。

- (1) お客様の待ち時間を少なくするため、岩国市とも協議を行った結果、平成 28 年度よりロープウェイの運行間隔を 20 分から 15 分に短縮し、運行本数を増やすことに決定しました。
- (2) 強風による運転休止について、安全・確実に判断するため、風速 10m/秒以上を計測した場合の記録を残すこととしました。
- (3) 搬器下部にある緩衝用ゴムタイヤの摩耗が見られたため、新しいものと交換しました。
- (4) ロープウェイご利用のお客様が蜂などに刺された場合に対応するため、応急器具や常備薬を準備しました。
- (5) 設備の更新状況に合わせた索道整備細則の更新を完了しました。

2 人材教育

錦川鉄道(株)では、お客様に安全かつ安心して乗車していただけるよう、岩国管理所社員に対し定期的に安全教育訓練を実施しています。安全第一を基本に新運転員に山頂駅および山麓駅の通常運行手順を実習し、常に正常な運行業務を行えるよう訓練を行っています。(平成 27 年度は 3 日間実施)

また、搬器内で異常が発生したときの対応についても定期的に訓練を行っています。(平成 27 年度は 27 回実施)



3 緊急停止時の対応訓練

錦川鉄道(株)では、搬器が緊急停止したときに迅速に対応が取れるよう、走行機及びスローダン（緩降機）を使用した救助訓練ならびに救助器具の取扱い訓練を実施しています。（平成27年度は3回実施）

また、常用の主原動機が故障したときのために、予備原動機に切り替えるための搬器回収訓練を実施しています。（平成27年度は6回実施）



4 検査・点検

錦川鉄道(株)では、毎日、通常業務の前に始業点検（試運転を含む）を行い、安全運行に支障のないことを確認した後に運行を開始しています。

また、1ヵ月、3ヶ月、12ヶ月ごとに関係法令及び岩国城索道整備細則に基づいて、定期点検を実施しています。

さらに、運転設備の維持管理のため、専門業者による索道制御盤及び電気工作物の保守点検を実施しています。



接地抵抗検査



制御盤点検

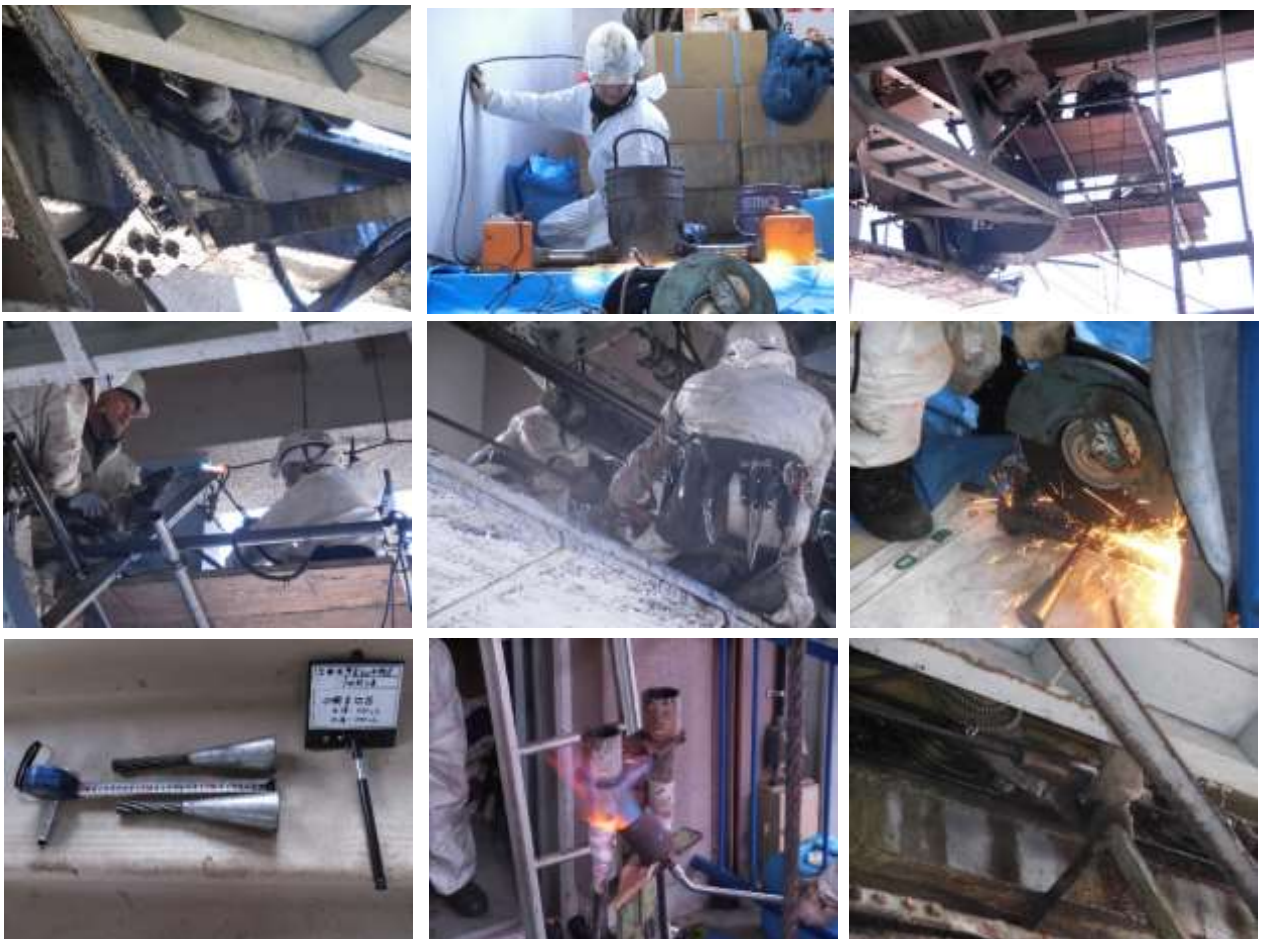
5 設備投資

安全輸送の維持・向上のため、平成 27 年度は次のとおり整備を行いました。

(1) 原動滑車ゴムブロックライナー交換



(2) 曳索・平衡索切り詰め



(3) 曳索ガイドローラー交換 (山頂駅3輪・山麓駅3輪)



(4) 機械室内の主電動機、制動装置、主減速機及び各軸受等油脂交換



*安全報告書へのご感想、安全への取り組みに
対するご意見をお寄せください。

〒741-0081

山口県岩国市横山二丁目6-51

錦川鉄道株式会社 岩国管理所

TEL:0827-41-1477 FAX:0827-41-1505

E-mail:iwakuni-ropeway@sky.icn-tv.ne.jp